【別記１】事業者認定申請書の様式（例）

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する

木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和　　年　 月　 日

千葉県森林組合連合会長　　様

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

貴団体の認定を得て　≪合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明≫　を行いたいので、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を行う場合は以下を追加】

　今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

１ 創業年、従業員数 ：

２ 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量 ：　別添（適宜作成）

３ 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：　別添（適宜作成）

４ 分別管理及び書類管理の方針：　別添（別添アを参考に作成）

（※GHG関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG関連情報及び書類管理の方針」を、別添イを参考に作成）

５ その他 ：　別添（適宜作成）

注：その他には、資格（ＩＳＯ、ＪＡＳ等）を持っていれば記入してください。

注：≪　≫は申請内容により適宜訂正してください。

【別記１ア】事業者認定申請書（継続）の様式（例）

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する

木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

令和　　年　 月　 日

千葉県森林組合連合会長　　様

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認 定 番 号：

　貴団体の認定を得て　≪合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明≫　を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を行う場合は以下を追加】

今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

１ 創業年、従業員数

２ 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量

３ 過去３年間の木材・木材製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量

４ 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況

５ 分別管理及び書類管理の方針　　別添（別添アを参考に作成）

（※GHG関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG関連情報及び書類管理の方針」を、別添イを参考に作成）

６ その他

注：その他には、資格（ＩＳＯ、ＪＡＳ等）を持っていれば記入してください。

注：≪　≫は申請内容により適宜訂正してください。

【別添ア】

分別管理及び書類管理方針書（例）

○○○○森林組合

令和 　年　 月　 日作成

本方針書は、千葉県森林組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成25年12月13日）」を受け、　≪木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス≫　の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当組合において、原木及び当該原木を原料として製造する製材及びチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

・　分別管理を適切に行うため、○○○○（氏名又は役職名）を分別管理責任者として定める。

・　分別管理責任者は、　≪合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス≫　の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

・　原木の入荷に当たっては、納品書等により　≪合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス≫　であるか否かを確認する。

・　原木の保管に当たっては、　≪合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス≫　が互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

・　チップ加工等に当たっては、　≪合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス≫　が互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。

・　チップ等の出荷に当たっては、　≪合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス≫　であることを確認の上、納品書に記載する。

・　チップ等の保管に当たっては、　≪合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス≫　を原料として製造したチップ等が互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造したチップ等と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

・　分別管理責任者は、　≪合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス≫　及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。

・　　≪合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス≫　の入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・　証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

以上

注：≪　≫は適宜訂正してください。

【別添イ】 GHG関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書（例）

○○○○森林組合

令和 　年　 月　 日作成

本方針書は、千葉県森林組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成25年12月13日）」を受け、　≪木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス≫　の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

また、併せて、GHG関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG関連情報の管理等という）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

　　本方針書は、当組合において、原木及び当該原木を原料として製造する製材及びチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG関連情報管理等責任者

・　分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、○○○○（氏名又は役職名）を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。

・　分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、　≪合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス≫　の適切な分別管理、とGHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

・　原木の入荷に当たっては、納品書等により　≪合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス≫　であるか否かを確認する。

・　原木の保管に当たっては、　≪合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス≫　が互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

・　チップ加工等に当たっては、　≪合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス≫　が互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。

・　チップ等の出荷に当たっては、　≪合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス≫　であることを確認の上、納品書に記載する。

・　チップ等の保管に当たっては、　≪合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス≫　を原料として製造したチップ等が互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造したチップ等と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（GHG関連情報の管理等の実施）

　・　原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

　・　GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。

・　出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する。（由来証明と同時に伝達することを原則とする）

* 入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係

書類を５年間保存する。

（書類管理）

・　分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、　≪合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス≫　及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む）として取りまとめる。

・　≪合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス≫　入出荷及び在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの数量を含む）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・　証明書、納品書及び管理簿（入出荷及び在庫に係るGHG関連情報含む）等の関係書類は、５年間整理保管する。

以上

注：≪　≫は適宜訂正してください。

【別記２】

事　業　者　認　定　書

令和 　年　 月　 日

　　　　　　　　　　　　　様

千葉県森林組合連合会

会　長　酒井　茂英

令和 　年　 月　 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書について、本会の合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

【GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を行う場合は以下を追加】

　今回の認定には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

団体認定番号： ※GHG関連情報の収集・管理・伝達の認定番号は末尾にGを付加

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定の有効期間： 令和　 年　 月 　日～令和　 年　 月　 日

　　そ　　 　の　 　　他：（認定する証明等の種類）

（注）申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【別記３】（※流通・加工段階における証明書の場合）

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明書の様式 （例）

|  |
| --- |
| 番　　　　　　号  令和　年　月　日  合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する  木質バイオマスの証明書  　○〇〇○（販売先）　　様  　　　　　　　　 　 ○○森林組合　　　㊞  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千森合認第　　号  　　下記の物件が、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。      　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記  １　全て「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。  ２　全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。  ３　全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。  ４　全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。  記  １.樹種  ２.数量  ３.その他必要事項  ※　伐採及び伐採後の造林届出書等の関連書類の写しを添付 |

注１　上述１～４の項目に〇で明記すること。

注２　なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

【別記３－２】（※GHG関連情報の収集・管理・伝達の証明の場合）

　　　伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書（例）

|  |
| --- |
| 番　　　　　　号  令和　年　月　日  発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマスの証明  　○〇〇○（販売先）　　　様  　　　　　　　　 　 ○○○〇森林組合　　　　　㊞  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　認定番号  　　下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記  １　間伐材等由来の木質バイオマスの種類（間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画対象森林から出材された木材のいずれかを記載。間伐材に、除伐によるものを含む場合は、その旨を記載）  ２　伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等  ３　物件（森林）所在地  ４　伐採面積  ５　樹種  ６　数量  ７　GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）  　（１）原料区分  □林地残材等  □その他伐採木  （２）原料輸送区分  トラック最大積載量：□4t車以上　□10t車以上　□20t車以上  輸送距離：□10km以下　 □20km以下　 □30km以下　 □40km以下　□50km以下  □100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下   * 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。   また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。  ただし、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月）」2(1)①の除伐により生じた木質バイオマスにあっては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書（所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述）を添付。  　GHG関連情報については必要に応じて加除する（例えば、原料輸送を行わない場合は、「原料輸送区分」の項目は不要） |

注　本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

【別記３－３】（※GHG関連情報の収集・管理・伝達の証明の場合）

伐採段階における一般バイオマスの証明書（例）

|  |
| --- |
| 番　　　　　　号  令和　年　月　日  発電用チップに係る一般木質バイオマスの証明  　○〇〇○（販売先）　様  　　　　　　　　 　 ○○○〇森林組合　　　　㊞  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　認定番号  　　下記の物件は、一般木質バイオマスであることを証明します。  記  １　伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等  ２　物件（森林）所在地  ３　伐採面積  ４　樹種  ５　数量  ６　GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）  　（１）原料区分  □林地残材等  □その他伐採木  （２）原料輸送区分  トラック最大積載量：□4t車以上　□10t車以上　□20t車以上  輸送距離：□10km以下　 □20km以下　 □30km以下　 □40km以下　□50km以下  □100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下  ※　伐採及び伐採後の造林届出書等の関連書類の写しを添付。  ※　GHG関連情報については必要に応じて加除する。（例えば、原料輸送を行わない場合は、「原料  輸送区分」の項目は不要） |

注　本様式の証明書の作成に代え、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明書に必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

【別記３－４】（※GHG関連情報の収集・管理・伝達の証明の場合）

伐採造林届等を必要としない木材等の発生段階における一般バイオマスの証明書（例）

|  |
| --- |
| 番　　　　　　号  令和　年　月　日  発電用チップに係る一般木質バイオマスの証明  　○〇〇○（販売先）　　様  　　　　　　　　 　 所 有 者 名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　所有者住所  　　下記の物件は、全て〇〇（※剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載する。）であることを証明します。  記  １　物件名（※剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載）  ２　当該バイオマスの発生場所（伐採箇所など）  ３　樹種  ４　数量  ５　GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）  　（１）原料区分  □林地残材等  □その他伐採木  （２）原料輸送区分  トラック最大積載量：□4t車以上　□10t車以上　□20t車以上  輸送距離：□10km以下　 □20km以下　 □30km以下　 □40km以下　□50km以下  □100km以下　□150km以下　□200km以下　□300km以下  ※　GHG関連情報については必要に応じて加除する。（例えば、原料輸送を行わない場合は、「原料  輸送区分」の項目は不要） |

【別記４】　取扱実績報告　様式（例）

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認された木材・木製品等

の取扱実績報告

令和　 年　 月　 日

　千葉県森林組合連合会長　様

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認された木材・木材製品等の

取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領第８の規定に基づき、下記のとおり合法性・間伐材ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品の取扱実績を報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |  |
| --- | --- |
| １.　期　間 | 令和 　年 　月 　日～  令和 年 　月　 日 |
| ２.　木材の取扱量（総数） | 原木（原料）入荷量　　　　　m3  チップ等出荷量　　　　　　　m3 |
| ３.　２．のうち、合法性ガイドラインに基づく合法木材であると証明されたもの | 原木（原料）入荷量　　　　　m3  チップ等出荷量　　　　　　　m3 |
| ４.　２．のうち、間伐材ガイドラインに基づく間伐材であると証明されたもの | 原木（原料）入荷量　　　　　m3  チップ等出荷量　　　　　　　m3 |

【別記４－２】取扱実績報告　様式（例）

発電利用に供する木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告

令和　 年　 月　 日

　千葉県森林組合連合会長　様

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

発電利用に供する木質バイオマスであることが証明された木材の

取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領第８の規定に基づき、下記のとおり発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |  |
| --- | --- |
| １.　期　間 | 令和 　年 　月 　日～  令和 年 　月　　日 |
| ２.　木材の取扱量（総数） | 原木（原料） 入荷量　　　　　m3  原木（ﾁｯﾌﾟ等）出荷量　　　　　m3 |
| ３.　２．のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの | 原木（原料） 入荷量　　　　　m3  原木（ﾁｯﾌﾟ等）出荷量　　　　　m3 |
| うち、GHG関連情報を伴うもの | 原木（原料） 入荷量　　　　　m3  原木（ﾁｯﾌﾟ等）出荷量　　　　　m3 |
| ４.　２．のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの | 原木（原料） 入荷量　　　　　m3  原木（ﾁｯﾌﾟ等）出荷量　　　　　m3 |
| うち、GHG関連情報を伴うもの | 原木（原料） 入荷量　　　　　m3  原木（ﾁｯﾌﾟ等）出荷量　　　　　m3 |

【別記５】　認定取消通知書の様式（例）

事業者の認定取消通知書

令和 　年　 月　 日

　　　　　　　　　　　　様

千葉県森林組合連合会

会　長　〇　〇　〇　〇

貴会については、令和 　年　 月　 日付けで認定事業者として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領第10の規定に基づき、○年○月○日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

１ 団体認定番号：

２ 事業者の名称：

３ 代表者の氏名：

４ 事業者の所在地：

５ 取消の理由：